

第 33 回データ保護・プライバシー コミッショナー会議における 「データ保護と大規模自然災害に関する決議」 の意義

板倉陽一郎[†] 河井（井上）理穂子^{††}

データ保護・プライバシーコミッショナー会議はデータ保護分野における最も重要な会議であり、クローズドセッションにおける決議はデータ保護の世界では重要な意味を持っている。メキシコシティで開かれた第 33 回データ保護・プライバシーコミッショナー会議では「データ保護と大規模自然災害に関する決議」が採択されており、本発表では、同決議の意義を明らかにするとともに、我が国における緊急時の個人情報の取扱いを巡る議論への示唆を示す。

Implication of “Resolution on Data Protection and Major Natural Disasters” in the 33rd International Conference of Data Protection and Privacy Commissioners

YOICHIRO ITAKURA[†] and RIHOKO INOUE-KAWAI^{††}

International Conference of Data Protection and Privacy Commissioners is the most important conference in the area of data protection. Resolutions in the closed session of the conference have the great means in the world of data protection. In the 33rd International Conference of Data Protection and Privacy Commissioners held in Mexico City, the “Resolution on Data Protection and Major Natural Disasters” was adopted. In this study, we analyze the connotation of the Resolution and the effect to the discussion about handling of personal information in the emergency situation.

1. データ保護・プライバシーコミッショナー会議とは

本稿では第 33 回データ保護・プライバシーコミッショナー会議における「データ保護と大規模自然災害に関する決議」について概要を述べたうえで、その意義と、我が国の個人情報保護制度及びその運用における示唆について述べる。

はじめに、必ずしも我が国において知名度が高いとはいえないデータ保護・プライバシーコミッショナー会議（正式名称は、International Conference of Data Protection and Privacy Commissioners, “ICDPPC”, 以下「コミッショナー会議」という。）について概説する。コミッショナー会議は、1979 年以降毎年一回開催されている、プライバシー及び個人データ保護の分野では最大の国際会議である。各国（49 カ国、37 地域、7 機関）のデータ保護機関（多くは「プライバシーコミッショナー」という独任制の機関）のみで構成されるクローズドセッションと、一般参加が可能なオープンセッションで構成される。

我が国からは消費者庁がクローズドセッションにオブザーバ（第 33 回からは正式オブザーバとして承認[1]）として参加しているほか、有識者、関係省庁、外郭団体、事業者等からの参加を得ているが、必ずしも多くの参加を得ているとはいえない。オープンセッションのパネリストは各国のプライバシーコミッショナーの他、プライバシーを専門とする世界中の研究者、政府高官、Facebook、Google、Intel 等の主要な IT 関係事業者の幹部、プライバシー関係の非営利団体の幹部等が務めており、そこでなされる議論は重要である。是非とも我が国からも多数の参加を得られたい。

2. 「データ保護と大規模自然災害に関する決議」

「データ保護と大規模自然災害に関する決議」（Resolution on Data Protection and Major Natural Disasters, 2011/GA/RES/004[2]、以下「本決議」という。）は第 33 回データ保護・プライバシーコミッショナー会議（2011 年 11 月 1～3 日メキシコシティ開催）のクローズドセッションで採択され、その後ただちにオープンセッションでも配布されたものであり、概要は以下のとおりである（なお、その他の決議及びオープンセッションの内容を含め第 33 回会議の概要を伝えるものとして[3]、参加した有識者の立場から同会議に言及するものとして[4]）。

[†] 消費者庁消費者制度課個人情報保護推進室・弁護士

Attorney at Law, Office of Personal Information Protection, Legal System Planning Division, Consumer Affairs Agency, Japan

※本稿及びこれに基づく研究会報告は筆者の個人的見解であり所属する組織の見解ではない。

^{††} 埼玉工業大学、国立情報学研究所

Saitama Institute of Technology, National Institute of Information

2.1 起草者及び支持者

ニュージーランドプライバシーコミッショナーが起草者であり、オーストラリアデータ保護委員会、オーストラリアプライバシーコミッショナー、カナダプライバシーコミッショナー、アイルランドデータ保護コミッショナー、スイス連邦データ保護コミッショナー、オーストラリア・ビクトリア州プライバシーコミッショナーが支持者である。ニュージーランドでは2011年2月に地震が、オーストラリア・ビクトリア州では2011年1月には洪水が発生したことが背景にあると考えられる。

2.2 決議の前提及び内容

(1) 決議の前提

決議の前提として、以下の事実が確認されている。

- ① 大規模自然災害は個人の生命や、これを救助しようとする人々に壊滅的な打撃を与える (a). 情報通信インフラを含めた財産を破壊する (b). 政府機能、事業者、コミュニティ及び経済を途絶させる (c). 災害地域で行方不明となった人々の家族に途方もない不安をもたらす (d).
- ② 大規模自然災害に対する公的な対応においては、被災者の利益たる生命を保護すべく、最善の努力がなされる (a). その際、通常の文書の欠如、データベースへのアクセスの途絶、通信の困難及びその他の予期せぬ事象を補うべく、個人情報の特例的処理がなされ (b). 組織で保有されている個人情報は通常の利用目的を超えて利用される (c).
- ③ データ保護及びプライバシー法は、組織において保有されている個人情報の開示を許された目的の範囲内に制限しているが (a). 例外的な場合には情報の開示を許している。ただし、そのような例外はしばしば狭く規定されている (b).
- ④ 現代のグローバル経済における、相互接続された世界の下では、大規模自然災害は国境を越えて影響を及ぼす (a). 被災地の住民の国籍はさまざまであるし、救助隊もさまざまな国籍の者で構成される (b). 被災地内及び被災地との連絡における個人情報は緊急応答に影響を与え、また、必要なものである (c).

(2) 決議の内容

決議は、下記のそれぞれの名宛人に対して、以下の取り組みを推奨している。

- ① データ保護機関及びプライバシー執行機関は、所管のデータ保護及びプライバシー法が、大規模自然災害発生時に、個人の生命に関する利益を守るにあたり、適合的に構成され、フレキシブルになっているかどうか、点検する。もし権限があれば、改善を促す (a). 定期的に、自機関の準備状況を確認し、大規模自然災害の前後において所管地域に最大限の援助が可能になるための更なる運営

a 一般的に、データ保護機関は「政府から独立した第三者機関」であるため、法改正については権限を有さない。ただし、法改正について立法機関、行政機関等に意見を述べる権限を有している場合があり、この場合の「権限があれば」とは、そのような意見具申権限を指していると考えられる。

上の行程が必要ではないか、検討する (b). 所管地域に対して、自然災害の際のデータプライバシー法の運用についての更なるガイダンス、特に、公的な対応を効果的にする助けになる側面を含んでいるもの、を提供する (c).

- ② 政府は、民間防衛計画の策定に際しては、データ保護や個人情報取扱いの問題に注意を払うべきである。中でも、以下の内容が含まれる。公的機関が、災害対応に特化して、個人情報の迅速で安全な共有を促進するためのデータプライバシー法の条項について、意識的になることの保証 (a)、公的サービスにおける効果的な情報保護と復旧プラン（これは、災害に対する初動対応において重要となる）(b)、行方不明の親戚を捜索する家族のニーズに応答すること (c)、通常データ保護法の運用を制限する特殊な手段は適切な保護措置 (appropriate safeguards) を含んだうえで、緊急性に比例した形で正当化されるが、災害に必要な期間に限って許容されるということの保証 (d)、災害の犠牲者、生存者及びそれらの家族のプライバシーや人権については引き続き尊重されること (e)
- ③ 国際機関は、プライバシー及びデータ保護に関する国際文書を改正する際には、大規模自然災害の際に起きる問題について考慮する。
- ④ 事業者は、大規模自然災害への計画に精励すべきであり、その際、以下の点に留意すべきである。事業の回復は従業員、顧客、コミュニティにとって重要であり (a)、通常の営業に迅速に戻るためには、営業上の記録にアクセスできるかにかかっている。そのためには、オフサイトバックアップやリモートストレージに保存されていなければならない (b).

2.3 補足説明

その他、補足説明 (EPLANATORY NOTE) の箇所において、オーストラリアではデータ保護法を改正し、非常事態宣言により災害関係目的では情報の公表の自由裁量を認める特例条項を定め、カナダではけが人又は死亡者の特定又は近親者への情報提供のための情報開示について裁量を拡大すべく、法改正を予定していること、米国 Federal Emergency Management Administration (FEMA) では、プログラムの策定の際にプライバシー影響評価を実施していることなどが記載されている。

2.4 決議の意義

本決議の意義は、特に、①データ保護機関及びプライバシー執行機関並びに②政府に対して推奨する取り組みの内容にあると考えられる。

データ保護機関及びプライバシー執行機関 (①) に対して推奨される取り組みの中では、データ保護法bにおける大規模自然災害発生時のフレキシビリティ及び、自然災

b 決議の中では「データ保護及びプライバシー法」や「データプライバシー法」などの名称が用いられているが、必ずしも使い分けは意識的なものではないと思われる。我が国でいう個人情報保護法に相当する法令のことであると考えて概ね誤りではない。ただし、我が国の法制が公的部門、民間部門それぞれに異なる法令が適用されるセグメント方式であるのに対して、多数派は公的部門、民間部門を問わず一つの法令が適用

害の際のガイダンスを提供することが推奨されている。その前提として、データ保護法の例外規定が「狭い」ことが確認されている。これは、データ保護機関に対してデータの共有の方向を示すものであり、基本的にデータ保護の取り組みについてこれを強化する方向で議論されることの多いデータ保護・プライバシーコミッショナー会議では異例のことである。

一方、政府(②)に対しては、共有についても「安全」(secure)であることを意識せよとし、通常のデータ保護法の運用を制限し、共有を行うような方法は「特殊」であり、「適切な保護措置」を求めている。また、事業者(④)に対しては、個人データの多重化を勧めこそするものの、その共有を促すような文言とはなっていない。

結局、総じてみると、大規模災害発生時であっても情報共有の安全性、適切な保護措置という前提は崩していないが、少なくとも現状のデータ保護法の例外規定が大規模災害に対応するには「狭い」ことを共通の認識とした上で、柔軟な対応を可能にする規定、柔軟な運用を促すためのガイダンスを要求しているということで、画期的な決議内容であるといえる。

3. 我が国に対する示唆

本決議は我が国に対して如何なる示唆を与えるであろうか。この考察の前に、二点、確認しておかなければならない。

第一に、コミッショナー会議の決議は、如何なる意味においても法的拘束力を有するものではない。法的拘束力を有さない取り組みという意味では APEC (アジア太平洋経済協力) の枠組みが存するが、コミッショナー会議の決議が法的拘束力を有さないという意味は、それとは異なる。それは、データ保護機関が政府機関ではなく、そもそも政府間の法的拘束力のある協定等を結ぶための前提に欠けているということである。もちろん、データ保護機関間では道義的に決議を尊重する必要があるし、データ保護の世界では重視されるが(例えば、第 30 回(ストラスブール)の国際標準に関する決議、第 32 回(イスラエル)の Privacy by Design に関する決議等はしばしば参照される)、必ずしも決議を受けて何らかの法改正等が行われたという事例が頻繁に聞かれるわけではない。

第二に、我が国の法制度においては、「データ保護機関及びプライバシー執行機関」と「政府」は峻別されていない。個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法第 57 号、以下「個人情報保護法」という。)は主務大臣制(36 条)を採用しており、「事業を所管する大臣等」が個人情報保護法の執行を行う(同条 1 項 2 号)のが基本である。行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法第 58 号、以下「行政機関個人情報保護法」という。)や独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法

されるオムニバス方式である。

律(平成 15 年法第 59 号、以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。)においては、違反に対する執行を外部の監督機関が行う仕組みは存在しない(ただし、不服申立てについては情報公開・個人情報保護審査会等への諮問の制度が存在する)。地方公共団体の個人情報保護条例においても、通常は行政機関個人情報保護法と同様の仕組みが採用されており、外部の監督機関による執行は行われぬが、不服申立てについては審議会又は審査会への諮問の制度が設けられている場合が多い。つまり、我が国において本決議を受け止めるとすれば、「データ保護機関及びプライバシー執行機関」を名宛人とする部分(①)と、「政府」を名宛人とする部分(②)をいずれも政府において受け止めるという構造になる。

かくして、そもそもコミッショナー会議の決議は法的拘束力を有するものではなく、我が国機関の関与の仕方がオブザーバというステータスであることを捨象しても、直接的に我が国の制度に影響を与えるものではない。また、受け止め方としては、「データ保護及びプライバシー執行機関」「政府」のいずれの立場も、我が国の現行法制においては政府において受け止める他ないということになる。

3.1 個人情報保護法制における大規模自然災害の際の適用除外規定

我が国の個人情報保護法制はいわゆるセグメント方式を採用しており、民間事業者に対しては個人情報保護法(+事業分野ごとのガイドライン)、国の行政機関に対しては行政機関個人情報保護法、独立行政法人等に対しては独立行政法人等個人情報保護法、地方公共団体に対してはそれぞれの地方公共団体で制定している個人情報保護条例が適用される(図 1)。

このうち、個人情報保護法には「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」には個人情報の目的外利用、個人データの第三者提供の制限の例外とする規定があり(法 16 条 3 項 2 号、法 23 条 1 項 2 号)、災害発生時に個人情報取扱事業者が安否確認情報を第三者に提供するような場合には法違反を構成しない[5]。また、多くの場合安否情報を提供する役割を担う報道機関は、個人情報の取扱いが報道目的である限り個人情報保護法上の義務が適用除外となっている(法 50 条 1 項 1 号、なお法 35 条参照)。

また、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法においても、行政機関外への提供を「相当な理由のあるとき」(行政機関等へ提供するとき)や「特別の理由のあるとき」(その他へ提供するとき)には認めている(行政機関個人情報保護法 8 条 2 項 3 号・4 号、独立行政法人等個人情報保護法 9 条 2 項 3 号・4 号)。

更に、地方公共団体の制定する個人情報保護条例でも、個人情報保護法同様の適用除外規定を設けている例が見られる。例えば、渋谷区個人情報保護条例では「人の生命、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」(同条例 15 条 2 項 2 号)には個人情報の外部提供を認めている。また、「実施機関が審議会の意見を聴いて定めたとき」(同条例 15 条 2 項 4 号)のように、地方公共団

体に設置された審議会・審査会への諮問・答申を経ることによって提供を認める規定を持つ個人情報保護条例も多く存在する。

大規模自然災害の際には、これらの適用除外規定の活用が予定されているが、個人情報保護法制にできることは「個人情報保護法制の違反にならない」という規定を設けるところまでであって、具体的にいかなる手段を用いて情報共有がなされるべきであるかという政策は次に述べる災害関係法制に委ねられている（ただし、個人情報保護法制に対する誤解等から個人情報の提供を差し控える傾向についてはいわゆる「過剰反応」として、個人情報保護関係施策の中で取り組みが行われている。成果の一つとして[6]）。

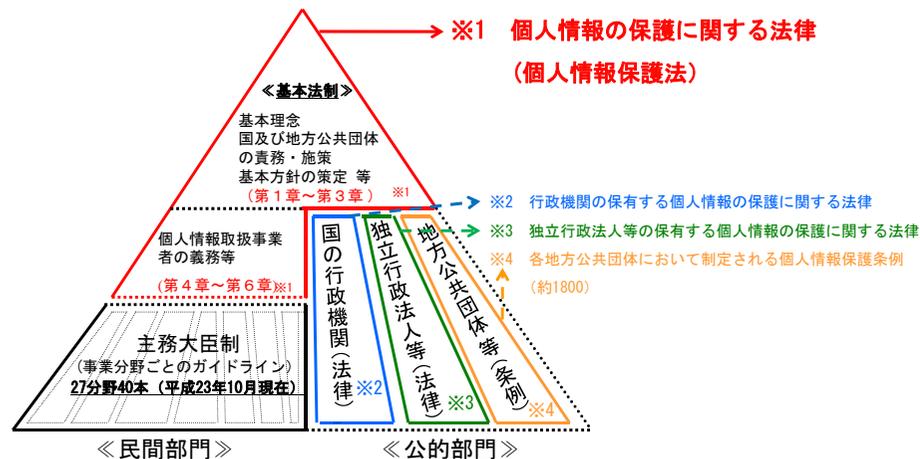


図1 個人情報保護制度の体系 (消費者庁の図を一部改変)

3.2 災害関係法制における情報共有関係施策

災害関係法制における情報共有関係施策として必ず挙げられるのが「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(2006年3月、災害時要援護者の避難対策に関する検討

会)である。法的には、災害対策基本法34条1項に基づく防災基本計画が地方公共団体に対して「災害時要援護者に関する情報の把握、共有」に[7]を求めており[8]、この取組を補助するための指針と考えられる。(なお、個人情報保護法上の主務大臣が制定するガイドラインとは同じ「ガイドライン」という名称であるが、位置付けは異なる。)

ここでは、①地方公共団体の個人情報保護条例において保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、要援護者本人から同意を得ずに、平常時から福祉関係部局等が保有する要援護者情報等を防災関係部局、自主防災組織、民生委員などの関係機関等間で共有する方式(関係機関共有方式)、②防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等が要援護者本人に直接的に働きかけ、必要な情報を収集する方式(同意方式)、③要援護者登録制度の創設について広報・周知した後、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式(手上げ方式)につき説明した上で、③の手上げ方式については、「実施主体の負担は少ないものの、要援護者への直接的な働きかけをせず、要援護者本人の自発的な意思に委ねているため、支援を要することを自覚していない者や障害等を有することを他人に知られたくない者も多く、十分に情報収集できていない傾向にある。」として推奨せず、①の関係機関共有方式については積極的活用を励行しており^c、更に、②の同意方式については、「要援護者一人ひとりと直接接することから、必要な支援内容等をきめ細かく把握できる反面、対象者が多いため、効率的かつ迅速な情報収集が困難である。このため、福祉関係部局や民生委員等が要援護者情報の収集・共有等を福祉施策の一環として位置付け、その保有情報を基に要援護者と接すること。または、関係機関共有方式との組み合わせを積極的に活用することが望ましい」としている。

なお、2011年4月1日現在の総務省消防庁の調査[9]によると、「(要援護者)名簿を整備して更新中又は整備途中と回答した1,547団体において、名簿の整備方法として一番多かったのは、『同意方式(i)と手上げ方式(v)の組み合わせ』の22.8%(353団体)、次に『手上げ方式のみ』の17.0%(263団体)の順」であり、必ずしも関係機関共有方式の広がりは見られない(図2)。

^c 例えば渋谷区震災対策総合条例36条3項は「区長は、第一項に規定する体制の整備又は前項の援護を行うため、災害時要援護者に係る個人情報(渋谷区個人情報保護条例(平成元年渋谷区条例第40号。以下「保護条例」という。))第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)のうち区規則で定めるものについて、保護条例第14条第2項の規定により目的外利用をし、又は自主防災組織、消防団、消防署、警察署及び民生委員(以下これらを「自主防災組織等」という。)並びに区規則で定めるものに対して、保護条例第15条第2項の規定により外部提供をし、必要な個人情報を共有させることができる。」として、個人情報保護条例の適用除外事由への該当性を災害関係法制で典型的に定めており、踏み込んだ方法であるといえる。

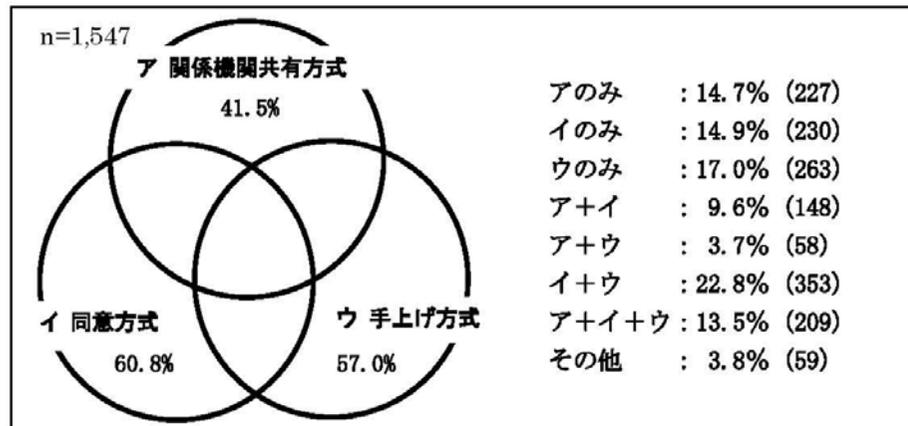


図 2 要援護者名簿の共有方式別割合 ([9]より引用)

ここで、同ガイドラインによると、「いわゆる『災害時要援護者』とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられている。」とされ、一般の避難者の安否確認等については特段の規定等を用意されていない。「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」はまさに、災害時要援護者が災害にあっても適切に避難できるよう、災害時要援護者名簿を平時から共有するためのガイドラインであって、一般の避難者の安否情報の共有についてはその射程を超えるのである。

3.3 東日本大震災における実務的対応

(1) 震災発生直後—Google Person Finderによる安否確認

では、東日本大震災（2011年3月11日）において、安否確認情報はどのように共有されたのか。ここでは、Googleが提供したPerson Finder[10]の存在が重要であったと考えられる。

賀沢[10]によると、Person Finderが最初に公開されたのは2010年1月のハイチ地震のときであり[11]、その後、チリ、中国、ニュージーランドの大規模災害のたびに安否確認サイトの提供が行われてきた。東日本大震災において開始されたのは地震発生から約2時間後である。「Person Finderはあくまで登録された安否情報を検索するサービスであり、もとなる情報自体は第三者から提供を受ける必要があ」ったのであるが、「避難所の名簿を写真に撮り、画像共有サイトで共有する」というアイデアが実行され、被災7県の担当者に連絡が行われ、可能な範囲で各避難所へサービスを案内してもらえよう依頼がなされた。更に、「報道機関、自治体、通信各社等に安否情報

の共有」が呼びかけられ、「3月16日にはNHKの安否情報を追加」、「3月17日には各携帯電話会社の安否確認システムとの横断検索機能を追加」するに至った。

これは、形式的に見れば、個人情報取扱事業者や地方公共団体からの個人情報の第三者提供であった。しかしながら、寡聞にして主務大臣から震災直後の情報共有について報告の徴収等が行われたとの情報には接していないし、同様に地方公共団体において個人情報保護条例違反で何らかの処分等が行われたともみられない。ここでは、適切にも、個人情報保護法及び個人情報保護条例の適用除外事由が該当性が判断され、安否確認のための情報共有が行われたとの評価を下すことが出来る。

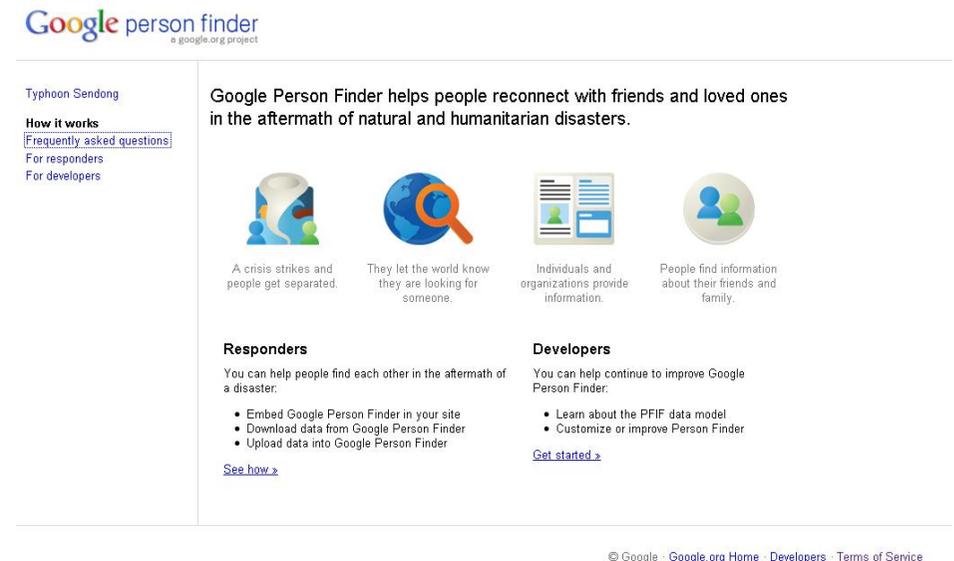


図 3 Google Person Finder（2012年4月9日現在。検索サービスは行われていない）

(2) 震災後—関係機関共有方式の活用、災害関係法制へのフィードバック

上記のように、震災発生直後の安否確認のための情報共有は個人情報取扱事業者⇒Google、地方公共団体⇒Googleへと行われた。しかしながら、発生直後以外においては、なお報道によれば、「震災後、被災市町村では行政機能も被災し、障害者の安否確認は難航。それに協力しようと、障害者団体が障害者手帳などを持つ住民の個人情報

の開示を求めた。しかし、読売新聞が6月に行った調査では、津波を受けた沿岸や福島第一原発からの避難をした地域で開示の要望を受けた8市町村のうち、応じたのは南相馬市のみ。多くは、個人情報保護を理由に開示を拒んだ。」[12]などの事案が報告されている。これはまさに同記事で「岩手県の担当者」が述べているように、いかに障害者団体を名乗っていても「名刺1枚では開示の決断はしにくい」という問題である。

そこで、岩手県においては、個人情報保護審議会に対して県知事及び教育委員会が「各種災害により被災した者に対する生活再建に向けた支援を行うことを目的に、当該被災者に関する個人情報を実施機関内部で利用し、又は他の実施機関、国、他の地方公共団体、岩手県内に所在する社会福祉協議会若しくは当該被災者の生活再建に向けた支援に関する事業若しくは活動を実施しようとする各種の法人若しくは団体のうち当該事業の内容その他の事情を総合的に勘案して実施機関が適当と認めたものに提供するとき。」について目的外の利用又は提供の禁止の原則を除外する旨意見を求め、審議した結果、適当と認められた(2012年3月12日、[13])。これは、「被災者支援に係る個人情報の提供の対象となる団体の基準」(案)をも諮問し、県において自ら責任をもって提供先団体を判断しようとするものであるd。

また、政府においても、中央防災会議に設けられた防災対策推進検討会議の中間報告(2012年3月7日)において、災害時要援護者名簿の取扱いについては「個人情報保護制度との関係を整理し、災害時要援護者名簿の法的位置付けを検討することにより、災害時要援護者名簿の整備・活用を促進すべき。」とされたところ、これを受けて開催された第30回中央防災会議(2012年3月29日)において、「東日本大震災における災害時要援護者の被災・避難の状況を調査し、災害時要援護者の避難支援ガイドラインの見直しを含めた検討を行う。」との取組が示されている。

このように、2012年4月現在においては、情報共有の緊急性が減じてきていることから、個人情報保護条例等の適用除外には直ちに該当しないと考えられ、震災直後のような思い切った共有はなされていないが、責任を持って提供先団体を判断した上での提供(関係機関共有方式の拡張事例といえようか)や、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」自体に見直しを含めた検討の方向性が示されるなど、東日本大震災の経験を踏まえたフィードバックがなされる段階に入ってきているといえる。

3.4 本決議と我が国の法制度及び運用との関係

さて、本決議の内容に振り返ってみると、我が国の法制度及び運用(実績について

d これ以外にも、岩手県においては県個人情報保護審議会への諮問を積極的に活用し、市町村と連携して被災者の被災状況や義援金支給状況などを総合的に管理するための岩手県被災者台帳システム(第36回岩手県個人情報保護審議会、2011年6月23日)、避難所の診療記録をデータベース化する「災害時診療情報データベース構築に関する事務」(第37回岩手県個人情報保護審議会、2012年1月6日)などの取扱いを行っている。

は主に東日本大震災を念頭に置く)は以下のように評価できるものと思われる。

①大規模自然災害発生時のフレキシビリティは、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、地方公共団体の個人情報保護条例のいずれにおいても、適用除外の形で、概ね確保されている。ガイダンスによる提供の促進については、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」という形では存在しており、更に東日本大震災の経験を生かした見直しの機運も存する。災害発生直後の判断についてはガイドライン等の形では存在していないが、運用を見る限り、必要な共有はなされている。

②必要な共有かどうかの判断においては適切な保護措置が求められるが、この点は地方公共団体が自ら責任を持って提供先団体を判断しようとする動きが見られ、望ましい方向であるといえる。また、安否情報の確認については、民間事業者によるサービスが活用され、地方公共団体が持っていた情報も共有されることによって、効率的に達成されることができたとみられる。

以上のとおり、我が国の法制度及び運用は本決議の内容に概ね沿ったものであるといえ、本決議の内容を勘案しつつも、現在の方向性の中でベストプラクティスをフィードバックさせつつ施策を推進することが望ましいと考えられる。

4. おわりに

以上みてきたように、コミッショナー会議の想定する一般的な個人データ保護の体制と我が国法制度における個人情報保護制度の体系には差異があることは否めないものの、推奨される個別の施策や運用状況については、我が国の努力の中で、方向性を同じくしているものが多いと考えられる。

もちろん、この段階で、「コミッショナー会議の決議事項に沿っている」として自画自賛することで終えることも可能であるが、一方で、我が国の機関がコミッショナー会議の正会員でないことから、我が国の経験をコミッショナー会議にフィードバックする機会に恵まれないことは問題として認識しておかなければならない。また、2011年11月に採択された「データ保護と大規模自然災害に関する決議」の中で、我が国機関が正会員として関与し得ないが故に、東日本大震災について一切触れられていないことに思いを致さないとすれば、あまりにも感性が鈍磨しているといわざるを得ないであろう。

参考文献

- 1 International Conference of Data Protection and Privacy Commissioners: Credentials Report, the 33rd International Conference of Data Protection and Privacy Commissioners, 2011/CC/R/001 (2011)
- 2 International Conference of Data Protection and Privacy Commissioners: Resolution on Data

- Protection and Major Disasters, the 33rd International Conference of Data Protection and Privacy Commissioners, 2011/GA/RES/004 (2011)
- 3 中村宗一, 杉原範彦: 個人情報・プライバシー保護の国際的動向とわが国番号制度を巡る動き, 金融情報システム, No.320, pp.30-51 (2012)
 - 4 新保史生, クリシェとしてのビッグデータ, 情報処理学会研究報告, Vol.2012-EIP-55, No.7, pp.1-6 (2012)
 - 5 園部逸夫編: 個人情報保護法の解説<<改訂版>>, p.148, ぎょうせい, 東京 (2005)
 - 6 消費者庁: 個人情報保護に関するいわゆる「過剰反応」に関する実体調査報告書, 消費者庁, 東京 (2011)
 - 7 中央防災会議: 防災基本計画[平成 23 年 12 月 27 日中央防災会議決定], 内閣府, 東京 (2011)
 - 8 生田長人編: 防災の法と仕組み, p.98 以下, 東信堂, 東京 (2010)
 - 9 総務省消防庁: 災害時要援護者の避難支援対策の調査結果 (2011 年 7 月 8 日)
 - 10 賀沢秀人: Google Person Finder 最初の一週間—非常時におけるサービス開発の記録及び考察一, 情報処理学会デジタルプラクティス, Vol.2, No.3, pp.152-158 (2011)
 - 11 Dave Yates, Scott Paquette: Emergency knowledge management and social media technologies: A case study of the 2010 Haitian earthquake, International Journal of Information Management, Vol.31, pp.6-13 (2011)
 - 12 読売新聞: 災害時の障害者支援 安否確認 個人情報の壁, 2012 年 3 月 19 日東京朝刊 p.19
 - 13 第 38 回岩手県個人情報保護審議会会議結果 (2012 年 3 月 12 日), <http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=37780> (2012 年 4 月 9 日アクセス)